

八代市過疎地域持続的発展計画の策定について

- 過疎地域持続的発展計画とは、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年4月施行）に基づき、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施することを目的に策定するもの。
- 令和3年10月に策定した「八代市過疎地域持続的発展計画」の計画期間が、令和7年度をもって終了することから、引き続き、令和8年度から令和12年度までの5か年の計画を策定する。
- 本計画に登載された事業については、交付税措置上、有利な地方債である過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置70%）の活用や、国庫補助率のかさ上げ、及び地方税の課税免除等に伴う減収補填措置を受けることができる。

1. 対象地域と過疎地域の要件

対象地域 旧坂本村・旧鏡町・旧東陽村・旧泉村の4つの地域。

人口要件 ①～③のいずれかを満たすこと

①40年間（S55～R2）で人口が30%以上減少していること

	基準値	旧坂本村	旧東陽村	旧泉村
人口減少率	30%以上減少	75.0%	43.6%	51.3%

②R2時点において、高齢者比率38%以上又は若年者比率11%以下で、かつ40年間（S55～R2）で人口が25%以上減少していること

	基準値	旧鏡町
高齢者比率	38%以上	35%(×)
若年者比率	11%以下	11%(○)
人口減少率	25%以上減少	26.8%

③25年間（H7～R2）で人口が23%以上減少していること（該当地域なし）

財政力要件

・財政力指数が0.64以下であること（本市は0.50）

2. 計画の構成

※県が定める「過疎地域持続的発展方針」に基づき策定。

- ①基本的な事項（本市の概況や計画の基本方針、基本目標など）
- ②過疎法で実施すべき施策として位置付けられている11の事項
（移住・定住・地域間交流の促進、人材育成／産業の振興／地域における情報化／交通施設の整備、交通手段の確保／生活環境の整備／子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進／医療の確保／教育の振興／集落の整備／地域文化の振興等／再生可能エネルギーの利用の推進）
- ③その他地域の持続的発展に関し必要な事項（公用・公共施設の整備）

3. 計画策定の考え方

- ①地域の特性等に応じた施策の基本的方向性と、そのためのハード・ソフト両面からの事業等を掲載する。
- ②過疎対策事業債を財源とする事業や、国庫補助の優遇措置等を適用する事業の掲載は必須となっており、その他、過疎法の目的に合致すると思われる事業は幅広く掲載する。
- ③現時点で事業の実施が予定されているものを掲載することとし、今後、突発的な事業等を実施する場合は、計画変更により随時対応を行う。



4. 策定スケジュール

令和7年12月：計画の原案作成

令和8年 1月：県との協議

パブリックコメントの実施

2月：庁議にて最終確認、計画（案）の決定

3月：議会での議決

※**辺地に係る公共的施設の総合整備計画についても、同時並行で策定を進めている。**

